

(11) 時効

○補償を受ける権利の時効の取扱いについて

	〔 昭和48年12月18日地基補第585号 各支部長あて 理事長 〕
第1次改正	昭和49年12月25日地基企第35号
第2次改正	昭和52年6月14日地基企第36号
第3次改正	昭和55年12月26日地基企第49号
第4次改正	昭和56年12月25日地基企第40号
第5次改正	昭和57年9月30日地基企第33号
第6次改正	平成2年10月1日地基企第20号
第7次改正	平成8年3月29日地基企第26号
第8次改正	平成16年3月31日地基企第28号
第9次改正	平成18年3月31日地基企第21号
第10次改正	平成30年4月1日地基企第21号

昭和48年12月1日以降に支給事由が生じた補償に係る標記の件については、下記のとおり取り扱うこととしたので、その処理に遺漏のないようにされたい。

記

1 地方公務員災害補償法（以下「法」という。）第63条の規定による時効（介護補償及び介護補償に係る未支給の補償の時効を除く。）は、補償を受ける権利が発生した日の翌日から起算するものとし、補償を受ける権利が発生した日は、次に掲げる日とする。なお、傷病補償年金については、職員の請求に基づかず、基金が職権でその支給を決定するものであるから、傷病補償年金を受ける権利について時効の問題が生ずることはないものである。（第2次改正・一部、第7次改正・一部）

- (1) 療養補償（法施行規則第26条に規定する指定医療機関において行う療養を除く。）は、療養の費用の支払義務が確定した日
- (2) 休業補償は、療養のため勤務することができず給与を受けない日
- (3) 障害補償年金は、負傷又は疾病が治った日
- (4) 障害補償一時金（(5)に掲げるものを除く。）は、負傷又は疾病が治った日
- (5) 法第29条第9項の規定による障害補償一時金は、障害の程度に変更があった日（第2次改正・一部、第5次改正・一部、第9次改正・一部）

- (6) 遺族補償年金 ((7)から(10)までに掲げるものを除く。) は、職員が死亡した日
- (7) 職員の死亡の当時胎児であった子が出生したことにより遺族補償年金を受ける権利を有する者となったときの遺族補償年金は、その子が出生した日
- (8) 法第34条第1項後段の規定による遺族補償年金は、先順位者が失権した日
- (9) 法第35条第1項後段の規定による遺族補償年金は、支給停止に関する通知を次順位者が知り得た日
- (10) 法第39条第6項の規定による遺族補償年金は、先順位者が死亡した日
- (11) 法第36条第1項第1号の規定による遺族補償一時金は、職員が死亡した日 (第6次改正・一部)
- (12) 法第36条第1項第2号の規定による遺族補償一時金は、遺族補償年金を受ける権利を有する者の権利が消滅した日 (第6次改正・一部)
- (13) 葬祭補償は、職員が死亡した日
- (14) 予後補償は、負傷又は疾病が治った日後の勤務することができない日 (第1次改正・一部)
- (15) 行方不明補償は、船員である職員が行方不明となった日の翌日から起算して1月の期間が満了する日。ただし、その日後の行方不明の日に係る行方不明補償は、当該行方不明の日
- (16) 障害補償年金差額一時金は、職員が死亡した日 (第4次改正・全部)
- (17) 障害補償年金前払一時金は、負傷又は疾病が治った日 (第3次改正・追加、第4次改正・全部)
- (18) 遺族補償年金前払一時金は、職員が死亡した日 (第4次改正・追加)
- (19) 未支給の補償は、本来の補償に応じ、(1)から(18)までに掲げる日 (第4次改正・追加)

2 介護補償及び介護補償に係る未支給の補償の時効は、次に掲げる日の翌日から起算するものとする。

- (1) 介護補償 (介護補償に係る未支給の補償を除く。) は、介護を受けた日の属する月の末日
- (2) 介護補償に係る未支給の補償は、職員が死亡した日の属する月に係るものにあっては職員の死亡した日、その他の月に係るものにあっては介護を受

けた日の属する月の末日（第7次改正・追加）

3 補償を受ける原因となった災害について、補償の種類に応ずる時効の期間の経過前に基金に公務（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第1項第5号に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。以下同じ。）上の災害又は通勤による災害の認定を請求した場合における当該補償に係る時効の起算日は、上記1及び2の定めにかかわらず、基金が当該災害を公務上の災害又は通勤による災害と認定したことについて、当該認定請求者が知り得た日の翌日とする。ただし、その日が上記1及び2に掲げる日以前の日であるときは、この限りでない。（第7次改正・一部・旧2繰下、第8次改正・一部、第10次改正・一部）